

5 特別職の報酬等の状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

特別職の職員の給料月額又は報酬月額、期末手当の支給割合及び退職手当の算定方式等は、以下のとおりです。

| 区 分 | | 給 料 月 額 等 | | |
|---------|--------------|------------------|---------------|--------|
| 給 料 | 知 事 | 990,000 円 | (1,320,000 円) | |
| | 副 知 事 | 858,500 円 | (1,010,000 円) | |
| 報 酬 | 議 長 | 921,500 円 | (970,000 円) | |
| | 副 議 長 | 826,500 円 | (870,000 円) | |
| | 議 員 | 779,000 円 | (820,000 円) | |
| 期 末 手 当 | 知 事 | (平成 25 年度支給割合) | | |
| | 副 知 事 | 2.95 月分 | | |
| 退 職 手 当 | 議 長 | (平成 25 年度支給割合) | | |
| | 副 議 長 議 員 | 2.95 月分 | | |
| 退 職 手 当 | | (算定方式) | (1 期の手当額) | (支給時期) |
| | 知 事 | 132 万円×在職月数×0.5 | 3,168 万 0 千円 | 任期毎 |
| | 副 知 事 | 101 万円×在職月数×0.38 | 1,842 万 2 千円 | 任期毎 |

注 1 給料月額及び報酬月額は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）及び愛媛県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成19年愛媛県条例第37号）に基づき、それぞれ知事 25%、副知事 15%、議長、副議長及び議員 5%の減額をした後の額であり、() 内の金額は、減額前の額を記載しています。

2 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期（4 年＝48 月）勤めた場合における退職手当の見込額です。